

ねりま後見人ネットだより

第11号

発行／平成29年3月



発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」では、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務にお役立ていただけるよう情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

成年後見制度講演会のご案内

平成29年5月9日（火）に成年後見制度講演会を開催します。

成年後見制度に関する寸劇や弁護士から事例を交えた制度の解説を行い、本人の思いに寄り添った成年後見制度について学んでいきます。成年後見制度について今一度振り返ってみる機会や後見業務に活かせる新たな視点を得る機会として、皆さま是非ご参加ください。

「みんなで学ぼう！成年後見制度」

日時：平成29年5月9日（火）10：00～12：00

会場：練馬区役所 地下多目的会議室（地図参照）

定員：100名（申込順）

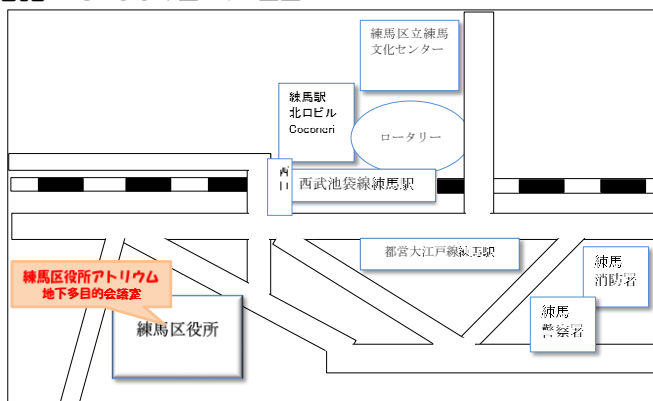
講師：新宿南法律事務所 土肥尚子弁護士

共催：NPO法人 成年後見推進ネットこれから

NPO法人 成年後見のぞみ会

申込：社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

電話 03-5912-4022





後見業務 Q&A



～親族後見人の方からの個別相談（親族後見人相談室）をもとに作成しました！～



これまで使途を通帳に記入することで、出納帳の代わりとして使っていましたが、管理の仕方が不十分でしょうか？家庭裁判所から現金出納帳をつけるように指示されました。



＜家庭裁判所に確認しました！＞

定期報告時に提出する財産目録と通帳だけでは財産状況が把握できない現金管理がある場合には、現金出納帳の提出を促しているとのこと。

＜権利擁護センターより＞

現金出納帳をつけない場合には、現金管理はせず、使途ごとに領収書の額面と同じ金額を払戻して、誰の目で見てもわかるように管理することをお勧めします！



障害のある子どもの後見人をやっているのですが、万が一自分が急死した場合にはまた最初から手続きをやり直さないといけないのですか？心配です。



＜権利擁護センターより＞

万が一、後見人自身が急死された場合には、一から申立をする必要はありません。被後見人であるご本人やご親族等利害関係人から家庭裁判所の担当書記官に連絡してください。家庭裁判所が、職権で新しい成年後見人を決めます。

ご親族がいらっしゃる場合には、もし後見人自身に何かあった時には家庭裁判所に連絡を入れるよう事前をお願いしておくとうれしいですね。ちなみに、利害関係人には「入所している施設の施設長」や「入院している病院の病院長」も含まれます。



父に成年後見人をつけることを検討しています。私以外に親族もいないので、私が成年後見申立の申立人となって手続きを進めたいと考えています。ただ、視覚に障害があるため、私自身が申立できるよう配慮をしてもらいたいです。これまでも父の支援をしてきたので、自分で手続できるよう応援してもらえませんか。



制度概要の説明は通常の電話相談や来所による相談の他、権利擁護センターで作成している「成年後見制度ガイドブック」の音声データ（テープ及びデジター）も貸出し可能です。（平成 25 年に制作しており、情報が古い箇所は修正箇所も合わせてお伝えします。）東京家庭裁判所では、「申立の手引き」や「申立書」の点字版や音声テープは作成していないとのことでした。

⇒権利擁護センター職員も同行し、東京家庭裁判所まで相談しに行き、「申立の手引き」の点字版を作ってもらいました。今後、申立をする際には、申立書は相談者と権利擁護センターも含めた関係者で分担して作成することにしました。



東京家庭裁判所のホームページ「後見サイト」の「後見人等のための書式集」の中に、「連絡票」というのがあるのですが、電話でちょっと確認したいだけの時でも使わなければいけないのでしょうか？
(「後見サイト」アドレス：<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>)



〈家庭裁判所に確認しました！〉

お電話だと即答できないことも多いので、「連絡票」の使用をお願いしているとのこと。迅速な判断が必要なこともあるので、ファックスでも受け付けており、返事は電話で行っているそうです。

〈権利擁護センターより〉

少し面倒に感じることもあるかもしれませんが、後見人等にとっても書面に残しておくことで後日確認することが可能になるので、積極的にご活用ください。



成年後見制度利用促進法のその後について

前号でご案内しましたが、平成 28 年 4 月 8 日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、利用促進法という）が成立しました。利用促進法は、成年後見制度の利用促進を国、地方公共団体の責務とし、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。平成 28 年 5 月 13 日に施行されたことにより、内閣府に成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会が設置され、同委員会において、成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画）の案に盛り込むべき事項の検討が進められました。パブリックコメントの募集を経て、今年の 3 月には、基本計画の閣議決定が行われる見込みです。

基本計画においても、成年後見人等の活動を支援するネットワークを地域でつくることが期待されています。今後、ねりま後見人ネットについてもさらなる充実を図っていきます。

総合的かつ計画的に講ずべき施策（一部抜粋）	
（１）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。など
（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を構築する。など
（３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	現行の後見制度支援信託に並立・代替するような新たな方策（預貯金の適切な管理、払戻方法等）を検討する。など
（４）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	制度の利用に係る費用等に係る助成。など
（５）国、地方公共団体、関係団体等の役割	国の役割：財源の確保 都道府県の役割：市町村の支援等 市町村の役割：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等

(6) 成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に掲示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	成年後見人等の権利に制限が設けられている欠格条項について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
(8) 死後事務の範囲等	平成 28 年 10 月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。



司法書士による成年後見制度無料専門相談について

原則毎月第 1 水曜日午後 1 時半～4 時半、司法書士による成年後見制度無料専門相談を開催しています。

成年後見人等の活動の中でより具体的に相談したい場合や、相続、遺言等についても相談できる場となっているので是非ご利用ください。(1 組 45 分間程度、事前予約制)。



ま・め・ち・し・き



後見監督人の選任件数が急増しています。

全国の家裁判所が、平成 27 年に選任した後見監督人の数は過去最多の約 4800 件です。平成 17 年は約 280 件で、右肩上がりが増え続けています。後見監督人は成年後見人等の相談役となり、財産管理をはじめとする後見業務が適切に行われるように支援します。

また、今後は、後見監督人だけに頼らない地域のネットワークで成年後見人等を支援する仕組みづくりが求められています。



家庭裁判所への提出書面の様式について

平成 27 年に家庭裁判所へ毎年の定期報告で提出する書面『後見等事務報告書』と『財産目録』の様式が変わりました。これは大きな変更であったため、家庭裁判所から親族後見人のみなさんに書面が郵送されました。

平成 29 年 2 月に再度『後見等事務報告書』と『財産目録』に変更があり新しい様式になりましたが、これは若干の変更であったため親族後見人のみなさんに郵送されていません。(ちなみに『報酬付与申立事情説明書』も新しい様式になっています。)

当面は変更前の様式を使用しても受理はされますが、新しい様式を入手することが難しい場合は、もっとサポートねりまからお渡しすることも可能です。ご相談ください。